

航空会社の客室乗務員も私たち新幹線乗務員と同様、休憩時間を与えられず業務!!

下記は、4月20日の東京新聞朝刊です。

22日、初の司法判断へ

客室乗務員の休憩時間を巡る訴訟の主な争点

争点	原告側主張	被告側主張
労基法34条の休憩時間の付与が必要	客室乗務員の業務は、機中では休憩できず、乗り降り待ちも清掃業務などがある。東航中は常に緊張状態でほとんど休憩はない	労基法施行規則32条の「業務の性質上、休憩を与えることができない」と認められている
機中では休憩できず、乗り降り待ちも清掃業務などがある	機中では交代で休憩でき、乗り降り待ちで飲食やトイレに利用できる。休憩に相当する状態でほとんど休憩はない	機中では交代で休憩でき、乗り降り待ちで飲食やトイレに利用できる。休憩に相当する状態でほとんど休憩はない

「業務からの解放ない」客室乗務員の休憩有無焦点

格安航空会社（C.C.）ジェットスター・ジャパン（千葉県成田市）の客室乗務員ら35人が、労働基準法に定められた休憩時間を与えられていないとして、休憩時間のない勤務命令の禁止などを求めた訴訟の判決が22日、東京地裁で言い渡される。原告による客室乗務員の休憩時間巡る司法判断は初めて。（竹谷卓子）

「お尻を急いで口にする程度。疲れて思考もぼーっとして」ジェットスター10年以上勤める40代女性は、約11時間の勤務でも休憩がほとんど取れない状況を示す。国内線と千日には区間の連続した業務が何日も続くこともあり、「4便目で、何かあっても対応できるか分からない。勤務表をみて吐き気がする」とも。体力的に無理な日は自費で近くのホテルを取っている。

11時間勤務でも休憩取れず「疲れて思考もぼーっと」

別の40代の女性も「ベットのボルトの水を数秒も飲むだけで、10時間勤務も全く食べられない状態がある。30代の女性は「辞めたい」といっている。声を出さずに、疲れたまま集中して働く。客室乗務員は「疲れたら、客室乗務員をコソコソと調子で聞いている。現場の声を聞いて寄り添う、労働関係を築きたい」と話している。

ジェットスター広報は「係争中につき、回答を控える」とコメントした。（竹谷卓子）

判決要旨全体に影響を受ける。客室乗務員の業務は、機中では休憩できず、乗り降り待ちも清掃業務などがある。東航中は常に緊張状態でほとんど休憩はない。客室乗務員の業務は、機中では休憩できず、乗り降り待ちも清掃業務などがある。東航中は常に緊張状態でほとんど休憩はない。客室乗務員の業務は、機中では休憩できず、乗り降り待ちも清掃業務などがある。東航中は常に緊張状態でほとんど休憩はない。

原告浦谷さんが、車掌として乗務（トンボ行路【日帰り】）した2023年1月25日に大雪のため大幅な列車遅延により、7時間の遅れで東京に到着するも休憩時間を与えられず、食事も採らされることなく、また準備時間も削られ、下り列車を担当させられました。

さらに新大阪自所帰着し、退出点呼終了後に、1時間の休憩と称した「居残り」を強要されたことに対して、未払い賃金と不法行為としての損害賠償を2024年9月17日に大阪地裁に提訴しました。

原告が、東京に到着した時点で労働時間が7時間に達しているから、そこで休憩時間を与えなければならなかったのですが、これをしなかったことが問題のはじまりでした。

会社は、乗務する条件を法令等に基づいて行っていると言っています。視力が眼鏡着用と義務付けられている乗務員の眼鏡不使用や、アルコール検査、薬物、眠気を催す薬の厳禁など、安全運行のため乗務不可として厳しく取り扱っています。一方で休憩時間は労基法第34条により、「労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない」と定められていて、会社に義務付けられています。しかし、会社は、この法令は無視して運行優先を強行しました。そもそも休憩時間とは、労働者が休息のために労働から完全に解放されることを保障されている時間のことです。私たちは、会社の安全最優先と言いながら、人員の効率運用ため法令を無視する姿勢を断罪します。

★5月12日第3回休憩裁判弁論 大阪地裁809号法廷